

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

熊本県告示第529号

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成15年5月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項

題名中「要項」を「要領」に改める。

第1条中「知事は、」の次に「廃止前の」を「熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）」の次に「及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）」を加え、「この要項」を「この要領」に改める。

第3条第1号中「熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項」を「廃止前の熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項」に改める。

第4条第1項中「規則第3条第1項」の次に「及び要項第3条第2項第1号」を加え、「申請書」を「事業計画書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「規則第3条第1項及び要項第3条第1項」に「2月末日とし、その提出部数は1部」を「2月20日」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「規則第7条第1項」の次に「及び要項第5条第1項」を加え、同条第2項中「の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。」を「及び要項第5条第2項の事業変更計画書は、事業計画書（別記第1号様式）を準用する。」に改め、同条第3項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「の実績報告書は別記第7号様式」を「及び要項第9条第2項第2号の規定による添付書類は、別記第2号様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条、から第11条までを削る。

第1号様式、第2号様式を次のように改める。